

# 田辺市バスケットピンポン協会 会則

## 第1章 総則

### 第1条 (名称)

本会は、田辺市バスケットピンポン協会（以下「本会」という。）と称する。

### 第2条 (事務局)

本会の事務局は、（住所：和歌山県田辺市湊 30-28）に置く。

2 事務局の設置場所は、理事会の決議により変更できる。

### 第3条 (目的)

本会は、和歌山県発祥のスポーツであるバスケットピンポン（昭和 41 年から普及開始）の魅力を田辺市において再発信し、競技人口の拡大、地域交流の促進及び健康増進に資することを目的とする。

### 第4条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 体験会・講習会・練習会等を通じた、競技の魅力及びルールの普及啓発
- (2) 多世代・多国籍の交流を促進し、地域文化の交流と相互理解を深める大会・イベント等の開催及び運営
- (3) ルール及び安全管理に関する普及啓発並びに指導者育成
- (4) 学校・地域団体・行政・企業等との連携による、地域文化の継承・発展に資する取組及び広報活動
- (5) 競技環境整備（用具の整備・貸出、会場調整、観光拠点等への競技台設置など）を通じた体験機会の創出
- (6) 活動記録の作成、SNS・WEB 等を活用した情報発信
- (7) その他、目的達成に必要な事業

## 第2章 会員

### 第5条 (会員の種別)

本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員：本会の目的に賛同し、活動及び運営に参加する個人
- (2) 賛助会員：本会の目的に賛同し、資金・物品等で支援する個人又は団体

### 第6条 (入会)

入会を希望する者は、所定の入会申込により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

### 第7条 (会費)

会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 年額 3,000 円
  - (2) 賛助会員 年額 5,000 円から（1口 5,000 円、1口以上）
- 2 会費の納入方法及び納入期限その他必要な事項は、理事会で定める。
  - 3 既納の会費は、原則として返還しない。

### 第8条 (退会)

会員は、退会届を提出することにより任意に退会できる。

2 会費の滞納が6か月以上に及ぶ場合、理事会の決議により退会扱いとすることができる。

### **第9条 (除名)**

会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て除名できる。

(1) 本会の名誉を著しく毀損し、又は目的に反する行為があったとき

(2) 会則又は理事会・総会の決議に違反したとき

2 除名に先立ち、当該会員に弁明の機会を与える。

## **第3章 役員**

### **第10条 (役員)**

本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

(3) 理事 若干名 (会長及び副会長を含む)

(4) 監事 1～2名

(5) 事務局長 1名 (会長が兼任することができる)

2 監事は、会長、副会長、理事及び事務局長その他の役職を兼任できない。

### **第11条 (役員を選任)**

役員は、総会において選任する。

2 欠員が生じた場合、理事会が補充し、次回総会で承認を得る。

### **第12条 (職務)**

会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、会務を審議・執行する。

4 監事は、会計及び会務を監査し、総会に報告する。

5 事務局長は、事務局を統括し、庶務及び会計事務を処理する。

### **第13条 (任期)**

役員の前任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠役員の前任期は、前任者の残任期間とする。

## **第4章 会議**

### **第14条 (会議の種別)**

本会の会議は、総会及び理事会とする。

### **第15条 (総会)**

総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 定時総会は、毎年度1回、会長が招集する。

3 臨時総会は、理事会が必要と認めたときに会長が招集する。

### **第16条 (総会の議決事項)**

総会は、次の事項を議決する。

- (1) 会則の改正
- (2) 事業計画及び収支予算の承認
- (3) 事業報告及び収支決算の承認
- (4) 役員を選任・解任
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他重要事項

#### **第17条（議決方法）**

総会の議事は、出席正会員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

- 2 委任状又は書面・電磁的方法（メール等）による議決権行使を認める場合は、理事会で定める。

#### **第18条（理事会）**

理事会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 理事会は理事の過半数の出席で成立し、議事は出席理事の過半数で決する。

#### **第19条（理事会の議決事項）**

理事会は、次の事項を審議・決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の決議事項の執行
- (3) 入退会の承認、会員の処分に関する事項
- (4) 内規・細則の制定、事業運営の具体事項
- (5) その他、会務執行に必要な事項

### **第5章 会計**

#### **第20条（会計）**

本会の経費は、会費、寄付金、助成金、事業収入、その他の収入をもって充てる。

#### **第21条（会計年度）**

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### **第22条（予算・決算）**

会長は、毎年度の事業計画及び収支予算案を作成し、総会の承認を得なければならない。

- 2 会長は、毎年度終了後、事業報告及び収支決算を作成し、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

### **第6章 安全・個人情報等**

#### **第23条（安全管理）**

本会は、活動における事故防止及び安全確保に努め、必要に応じて保険加入、救急対応体制、用具点検等を行う。

#### **第24条（個人情報の取扱い）**

本会は、会員の個人情報を適切に管理し、目的外利用を行わない。

### **第7章 改正・解散**

#### **第25条（会則の改正）**

本会則は、総会において出席正会員の3分の2以上の賛成をもって改正できる。

#### **第26条（解散）**

本会は、総会において正会員の3分の2以上の賛成をもって解散する。

#### **第27条（残余財産）**

解散時の残余財産は、総会の決議により、公共的団体等に寄付する。

### **附則**

**第1条** 本会則は、2026年2月14日から施行する。

**第2条** 本会則に定めのない事項は、理事会で協議し、必要に応じて細則で定める。